## 様式第1号(第2条関係)

## 個人情報ファイル簿 (単票)

回入に サンプログログ (十次)	
個人情報ファイルの名称	債権回収室移管者リスト
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用	財政部 収税課
に供される事務をつかさ	
どる組織の名称	
個人情報ファイルの利用	移管滞納者に関する事務管理のため。
目的	
	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6連
	絡先、7職業・職歴、8収入・所得、9納税状況、
	10公的扶助、11口座情報、12役員・関連法人、
	13家族・親族、14滞納整理事績、15所在等調査
個人情報ファイルに記録	状況、16財産調査状況、17財産関係者、18動産、
される項目(記録項目)	19有価証券、20債権、21土地・建物、22区分
	所有建物、23自動車等、24会員権、25その他財
	産、26負債財産、27滞納処分情報、28事件情報、
	2 9 滞調法関連処分情報、3 0 識別番号、3 1 生活保
	護費受給歷
	納税義務者、第二次納税義務者、納税保証人、連帯納
	税義務者、国民健康保険法第5条及び第6条に基づい
	て国民健康保険に加入した住民、高齢者の医療の確保
	に関する法律第50条及び51条に基づいて後期高
	齢者医療に加入した住民、資格喪失者、(加入世帯の
本人として個人情報ファ	世帯員を含む)、児童福祉法第24条に基づき保育園
イルに記録される個人の	に入園及び退園した児童の保護者、公共下水道の整備
範囲 (記録範囲)	に関する都市計画法第75条1項に基づき、下水道の
	整備された区域の土地所有者及び権利者、土地区画整
	理法第104条第8項において確定した清算金徴収
	対象者、介護保険法第9条に基づく被保険者に該当す
	る住民、生活保護法第77条の2第1項による徴収金
	及び同法第78条第1項から3項までの規定による

	徴収金対象者
記録情報の収集方法	債権管理資料、賦課関係資料、滞納整理事績、滞納整 理における財産調査
要配慮個人情報が含まれ	含まない
るときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 我孫子市企画総務部行政管理課文書法務係 (行政情報資料室)
	(所在地)千葉県我孫子市我孫子1858番地
訂正及び利用停止に関す	
る他の法令の規定による	
特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1 □法第60条第2項第2 号(電算処理ファイル) 号(マニュアル処理ファ イル)
	令第21条第7項に該当 するマニュアル処理ファ イルの有無 ■有 □無
備考	